

第 4 1 8 回
令和 5 年度第 4 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 5 年 8 月 7 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年8月7日(月) 14:58 ~ 15:36

2 場 所 大樹生命札幌共同ビル 2階会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員
労働者委員 石田委員、金子委員、藤田委員、山田委員、和田委員
使用者委員 片岡委員、桑原委員、柄目委員、中畑委員、藤原委員

【事務局】 友藤労働局長、高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、
川村賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道地方最低賃金審議会専門部会の審議報告について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
- (5) その他

5 議事内容

○杉山室長補佐

出席予定の皆様がおそろいになりましたので、第4回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は北海道最低賃金審議会委員15名全員の出席となっておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には、傍聴されている方12名と、答申の際に報道関係によるテレビカメラ撮影・取材がありますので、6社の記者の方がいらっしゃっていることを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長をお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、こんにちは。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして議事録を作成することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として労働者代表委員から石田委員、使用者代表委員から藤原委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事次第(1) 北海道最低賃金審議会専門部会の審議報告についてでございます。

これにつきまして、事務局より読み上げをお願いいたします。

○牧野賃金室長

賃金室長の牧野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、既に配付しております専門部会の報告書を読み上げさせていただきます。

ちょっと長いものですから、座って読み上げさせていただきます。

令和5年8月7日

北海道地方最低賃金審議会 会長

北海道地方最低賃金審議会 北海道最低賃金専門部会 部会長

標題：北海道最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月7日、北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道最低賃金の改定決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

- 1 本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当専門部会においては、本年度の北海道最低賃金の改定に際し、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・暮らしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの各側委員の共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の審議にあたっては、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 賃金

賃金に関する指標を見ると、連合北海道春季生活闘争におけるすべての規模での賃上げ率が3.3%、日本経済団体連合会2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況における中小企業の賃上げ率が2.9%となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率（Bランク（産業計））は2.4%であった。

(2) 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月5.5%、2月4.2%、3月3.8%、4月4.0%、5月3.9%、6月4.3%（いずれも対前年同月比）となっ

ている。これに対し、全国の状況では、今年1月5.1%、2月3.9%、3月3.8%、4月4.1%、5月3.8%、6月3.9%となっている。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断BSI（%ポイント）は、今年1～3月 20.1、4～6月0.9、7～9月（見通し）8.5であるところ、全国の状況は、今年1～3月 18.7、4～6月9.7、7～9月（見通し）7.5であった。日銀短観（日本銀行札幌支店）による北海道の企業の業況判断DI（%ポイント）は、昨年12月4、今年3月6、6月8であるところ、全国の状況は、昨年12月4、今年3月3、6月5と推移していることなどから、企業の利益や業況についてコロナ禍からの改善傾向が見られる。一方、原材料費等の高騰により価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

北海道における賃金上昇率、通常の事業の支払能力については、全国の数値と比較しても同程度であると評価できる。一方、北海道の物価上昇率が全国よりやや高い水準となっていることが認められた。また、当専門部会としては、労働者の生計費を勘案して、本年6月の北海道の消費者物価指数の上昇率4.3%を最低賃金の引上げ率に反映させると40円となることも考慮した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安である40円と同額にすることが適当であると考えられる。

- 4 当専門部会は、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むことを強く求める。令和4年度の北海道における業務改善助成金の申請件数は、前年度と比較して若干増えたものの、執行額は減少していることから、申請・報告に係る手続きの簡素化を図るなど最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、業務改善助成金の申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当専門部会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

急激な物価上昇を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。

下請け取引を適正化することも重要な課題であり、下請け取引の適正化に取り組むことにより、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備すること。

最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、税・社会保障制度を含めて検討すること。

5 最低賃金の改定答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改定の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当専門部会としては、指定日発効を北海道のみで実施することとなった場合の他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、全国一律に議論されるべきとの見解に至った。

6 当専門部会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、北海道最低賃金について、実質賃金が前年を下回る事となれば、最低賃金で生計を立てている労働者の生活がより一層厳しくなることが予想されるため、あってはならないとの意見があった。

使用者代表委員から、物価上昇の中においても従業員が安心して暮らすため、また、人口減少が進む中においては人材確保のためにも、生産性向上と共に賃上げの必要性は理解している。しかしながら、足下では円安、原材料・エネルギー価格の高騰により、消費者物価を上回る水準で国内企業物価指数が推移しており、価格転嫁の状況はできている企業と全くできていない企業の二極化が進んでいることから、最低賃金は賃上げの原資確保に苦しむ企業への配慮も必要である。最低賃金を審議する上では、法が定める3要素のうち「通常の企業の賃金支払能力」を最も重視するべきであり、この要素を大きく超えている目安どおりの引上げ額（40円）に強く反対する。

加えて、賃上げ原資の確保については、取引適正化施策の実効性を高めることが極めて重要である。また、いわゆる「年収の壁」問題については、人員を充足できない企業では見込めた売り上げを逃がすことになるため、早期な解決を合わせて強く要望するとの意見があった。

次に、別紙1です。

別紙1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 960円
- 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

続きまして、別紙2になります。

北海道最低賃金と生活保護との比較について

結果的に、北海道最低賃金の1か月の換算額と生活保護水準を比較すると、北海道最低賃金が下回っているとは認められなかったという結論に達しております。
以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、専門部会報告に関しましてご意見、質問等ございますでしょうか。

「なし」

○亀野会長

それでは、特にないようですので、次の議事に進みます。

○亀野会長

議事次第(2)「北海道最低賃金の改正決定」に入ります。

北海道最低賃金の改正決定につきましては、専門部会報告のとおり、北海道最低賃金を40円引上げて時間額960円とすることを本審議会の意見としてよろしいか、採決により決定したいと思います。

採決は、出席委員の過半数をもって決めます。

なお、審議会会長は採決に加わりませんが、可否同数の場合は審議会会長の決

するところによることとなります。

それでは、本審議会として、専門部会報告のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

○牧野賃金室長

賛成の委員 9 名です。

○亀野会長

9 名、はい。

反対の委員の挙手をお願いいたします。

○牧野賃金室長

反対の委員 5 名です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、賛成 9 名、反対 5 名ということですので、賛成多数と認めます。

よって、北海道最低賃金について、専門部会報告のとおり、40 円引上げて時間額 960 円とすることを本審議会の意見といたします。

次に、答申文の協議に入ります。

事務局は、準備ができ次第、答申文（案）を配付して、読み上げてください。

○牧野賃金室長

配付いたしました答申文（案）を読み上げさせていただきます。

日 付：令和 5 年 8 月 7 日

発信者：北海道最低賃金審議会 会長

宛 先：北海道労働局長

標 題：北海道最低賃金の改正決定について（答申）

内 容：当審議会は、令和 5 年 7 月 7 日付け北労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので下記のとおり答申する。

下記につきましては、専門部会報告書の「当専門部会」の部分を「当審議会」と訂正したものであり、内容は同じものになりますので、読み上げを省略させていただきます。

以上でございます。

○亀野会長

はい。

では、この答申文（案）でよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

異議がないようですので、この答申文（案）のとおり答申することといたします。

事務局は、答申文の準備をお願いいたします。

○亀野会長

それでは、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたします。

ただいま、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたしました。

北海道労働局長より挨拶があると伺っております。

局長、よろしくをお願いいたします。

○友藤労働局長

北海道労働局長の友藤でございます。

委員の皆様方には大変ご多忙の中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま、北海道最低賃金審議会の亀野会長から、北海道最低賃金の改正決定につきましては40円引き上げて1時間960円とするという内容の答申をいただきました。

7月7日に諮問させていただいた後、約1か月にわたりまして、多忙な中、慎重かつ集中的な調査審議をしていただいたことにつきまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本年度、様々な状況を踏まえた中で、非常に難しい判断をいただいたものと考えております。いただきました答申を尊重いたしまして、必要な事務手続を進めてまいります。

本年度におきましても、改正後の北海道最低賃金の周知徹底、履行確保につきましては万全を期してまいります所存でございます。

また、答申にございました中小企業・小規模事業者への支援策につきましては真摯に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、今後とも引き続きご支援賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

それでは、事務局から北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続等について説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

今後の事務手続の説明の前に、このタイミングで撮影チームの方につきましては退席いただきたいと思います。

記者の方は、残っていただいて結構です。

○川村賃金指導官

続きまして、事務局から今後の日程をご説明いたします。

本日答申をいただきましたので、本日付で審議会答申の要旨を公示いたします。公示期間を15日間設定させていただきます。そして、8月22日を異議申出の締切りとさせていただきますと思います。

異議の申出があった場合は、本審議会を開催して審議することとなります。

異議がございました場合には、8月23日・水曜日に異議申出に関する審議のための本審議会を開催いたしたいと考えております。8月23日の本審議会につきましては、午前中に開催したいと考えております。

なお、会場は札幌第一合同庁舎10階共用会議室となります。

詳細は、後日ご連絡いたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今の説明によりますと、8月22日の火曜日までに異議の申出があった場合は、8月23日の水曜日、午前中に本審議会を開催して、異議申出について意見を求められることとなっておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、異議申出に関して開催する本審については公開としております。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

次に、最低賃金審議会令第6条第7項に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

そこで、最低賃金専門部会の任務は本日の答申をもって一応終了といたしますが、今後、異議の申出があれば、その処理が完了した時点で専門部会を廃止するというものを決議したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

異議なしということで、それでは、そのように決定させていただきます。
専門部会の皆さんは、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。
それでは、次の議事に入ります。

○亀野会長

議事次第（３）特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無についてでございます。

この件につきましては、第３回の本審議会におきまして運営小委員会で審議することとしていました。

それでは、運営小委員会からの報告をお願いいたします。

○牧野賃金室長

それでは、ただいまお配りしました運営小委員会から北海道最低賃金審議会本審への報告文を読み上げさせていただきます。

日 付：令和５年８月７日

宛 先：北海道最低賃金審議会 会長

発信者：北海道最低賃金審議会 運営小委員会 委員長

標 題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（報告）

本 文：当小委員会は、令和５年７月３１日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

２枚目以降につきましては、標題等の業種が、２枚目が「北海道鉄鋼業」、３枚目が「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、４枚目が「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」と変わりますが、全て改正決定することを必要と認めるとの結論に達したことを報告する内容となっておりますので、読み上げを省略いたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、今、事務局より読み上げられました運営小委員会からの報告につきまして、ご意見等ありますでしょうか。

「ありません」

○亀野会長

特になければ、特定最低賃金（４業種）の改正決定に係る必要性の有無について採決を行います。

よろしいでしょうか。

○亀野会長

それでは、特定最低賃金（４業種）の改正決定に係る必要性ありに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

事務局、確認してください。

○牧野賃金室長

必要性ありに賛成の委員、１４名でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、特定最低賃金（４業種）の改正決定に係る必要性ありということをして全会一致で認めます。

事務局より答申文（案）を配付の上、これも読み上げてください。

○牧野賃金室長

それでは、配付いたしました答申文（案）を読み上げさせていただきます。

まず、（案１）です。

日 付：令和５年８月７日

発信者：北海道地方最低賃金審議会 会長

宛 先：北海道労働局長

標 題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

内 容：当審議会は、令和５年７月３１日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以降、（案２）（案３）（案４）につきましては、標題等の業種が先ほどと同じく「北海道鉄鋼業」「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」と変わりますが、全て改正決定することを必要と認めるとの結論に達したことを報告する内

容となっておりますので、読み上げを省略させていただきます。
以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの答申文（案）のとおり北海道労働局長へ答申することで、よろしいでしょうか。

「異議なし」

○亀野会長

はい。

それでは、全会一致で答申文（案）が了承されたものとして、これより答申いたします。

○亀野会長

次に、議事次第（４）「特定最低賃金の改正決定の諮問」でございます。

北海道労働局長から、特定最低賃金（４業種）の改正決定の諮問がなされると伺っております。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○牧野賃金室長

諮問文を読み上げさせていただきます。

番 号：北労発基０８０７第１号

日 付：令和５年８月７日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：最低賃金の改正決定について（諮問）

内 容：最低賃金法第１５条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

１つ目 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金

２つ目 北海道鉄鋼業最低賃金

３つ目 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

４つ目 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業

以上でございます。

○亀野会長

ただいま、北海道労働局長より4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

局長より挨拶があると伺っております。よろしくお願いいたします。

○友藤労働局長

本日、北海道地方最低賃金審議会の亀野会長より、4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、改正決定をすることを必要と認めるとの答申をいただきましたので、答申いただいた4業種の特定最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただきました。

委員の皆様方には、地域別最低賃金に引き続き本特定最低賃金の改正決定についてご審議をお願いするということでございまして、ご多忙の中、引き続きよろしくお願いいたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

委員の皆様には、改正決定に向けてご協力をお願いいたします。

○亀野会長

次に、特定最低賃金の4業種ごとに専門部会を設置する必要があるため、今後の日程等につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

事務局から、今後の日程等について説明いたします。

産業別(4業種)の専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項の規定によりまして、9名以内で構成することとなっております。従来のとおり、公労使それぞれ3名ずつ、計9名で構成したいと考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日8月7日付で行います。公示期間を21日間置きまして、締切りを8月28日・月曜日とさせていただきます。締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めてまいりたいと思います。

また、特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても本日8月7日に公示いたしまして、公示期間を15日間とさせていただきます。そして、8月22日・火曜日を締切日とさせていただきますと考えております。

提出されましたご意見につきましては、その後開催する各産業別の専門部会に報告させていただきます。

特定最低賃金の改正決定の発効日につきまして、12月1日を目指しますと、10月3日・火曜日が答申の期限となります。

第1回目の産業別の専門部会につきましては、現時点では9月上旬に開催できればと考えております。

そして、2回目以降の開催日につきましては第1回目の専門部会で決めていただきたいと思っております。

今後の日程につきましては、以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今の説明に、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局はそのとおり手続を進めてください。日程についてもよろしくお願いたします。

○亀野会長

次に、2つのことをここであらかじめ決議しておきたいと思っております。

1つ目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会において全会一致で改定金額が議決された場合には、最低賃金審議会令第6条第5項により、専門部会の議決を本審議会の議決とするということでございます。

ただし、全会一致で議決されなかった場合には、本審議会を開催して議決する必要がございます。

2つ目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会が、それぞれ北海道労働局長に対して答申を行った後、最低賃金審議会令第6条第7項により、異議申出等期間が満了した段階で廃止するというところでございます。

この2点、よろしいでしょうか。

異議なしということで、そのように決定させていただきます。

4業種とも効率的に審議ができますよう、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

○亀野会長

最後に、「その他」でございますが、何かございますでしょうか。

「なし」

○亀野会長

ご意見がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

特に専門部会の皆様には、7月7日に諮問されて以降、本日まで長期間にわたり真摯に議論を尽くしていただいたことに改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

以上